

海老名市分別収集計画

令和 7 年 9 月 8 日

1 計画策定の意義

本市は、将来の市の姿をあらわす将来都市像を「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」と定めている。

将来都市像である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を創造するためには、現代の社会活動や生活様式そのものが私たちの地球に過大な負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられている社会構造を見直すことが重要となっている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集を推進し、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、それぞれが主体的かつ有機的なつながりをもって「ごみの発生・排出抑制、資源化、適正処理」に取り組み、資源循環型社会の形成を図ることを目的としている。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、次のとおり基本的方向を示す。

- ・ごみの発生・排出抑制と資源化を基本とした資源循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正な処理と処分の推進
- ・市民、事業者、行政が一体となったごみの発生・排出抑制、資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	7,020t	7,010t	6,992t	6,978t	6,951t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・資源化センターの活用

令和元年11月に大規模改修後本格稼働した資源化センターでは、ごみに関する減量化、資源化の情報を提供し、市民がごみを減らすためにできることを考え学び、資源の有効利用への理解を深められるよう、見学コースなどの施設を活用した啓発活動を行う。また、この啓発活動により、リサイクルなどの環境教育への意識啓発も図り、循環型社会の形成を推進する拠点として活用していく。

・マイバッグ（買い物袋）の持参の奨励

レジ袋の使用を抑制するため、出前講座、ホームページ等によりマイバッグ（買い物袋）の持参を奨励する。

・広報啓発活動の推進

市民等に対し、分別収集に関する情報の提供をはじめ、イベントなどの

あらゆる機会を活用し、市民一人ひとりにごみの減量化・資源化の必要性を高めるため積極的な広報啓発活動に努める。

・ごみ減量化、資源化の出前講座の開催

ごみの減量化、資源化は市民一人ひとりの協力と実行が必要なため、職員が自治会その他地域の要請に基づき、ごみ処理とリサイクルの現状を講座方式により説明する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として無色のガラス製容器 ガラス製の茶色のガラス製容器 容器その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8
条第2項第4号）

容器包装廃棄物の種類/年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	134 t		130 t		126 t		122 t		118 t	
主としてアルミ製の容器	245 t		250 t		256 t		262 t		267 t	
無色のガラス製容器	234 t		221 t		208 t		196 t		184 t	
	(引渡) 234 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 221 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 208 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 196 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 184 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	191 t		186 t		180 t		174 t		168 t	
	(引渡) 191 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 186 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 180 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 174 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 168 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	184 t		180 t		176 t		172 t		169 t	
	(引渡) 184 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 180 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 176 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 172 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 169 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	1,371 t		1,378 t		1,384 t		1,390 t		1,393 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	570 t		580 t		590 t		600 t		609 t	
	(引渡) 279 t	(独自処理) 291 t	(引渡) 286 t	(独自処理) 294 t	(引渡) 293 t	(独自処理) 297 t	(引渡) 300 t	(独自処理) 300 t	(引渡) 306 t	(独自処理) 303 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,844 t		1,853 t		1,862 t		1,870 t		1,874 t	
	(引渡) 1,825 t	(独自処理) 19 t	(引渡) 1,834 t	(独自処理) 19 t	(引渡) 1,843 t	(独自処理) 19 t	(引渡) 1,851 t	(独自処理) 19 t	(引渡) 1,855 t	(独自処理) 19 t
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
製品プラスチック	172 t		172 t		173 t		174 t		174 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 172 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 172 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 173 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 174 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 174 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×増減率×人口変動率

増減率は基本的に平成27年度から令和6年度までの平均値を採用している。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
142,526人 (対前年度比) 0.59%	143,302人 (対前年度比) 0.54%	144,036人 (対前年度比) 0.51%	144,713人 (対前年度比) 0.47%	145,345人 (対前年度比) 0.44%

えびな未来創造プラン2020（令和6年3月）人口推計等に基づく。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・ 保管段階
金属	スチール製容器	缶	・市の委託業者による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙 パック	・市の委託業者による定期収集 ・公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペット ボトル	・市の委託業者による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装 プラスチック	・市の委託業者による定期収集	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、分別収集しているスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物は、資源化センターで選別、圧縮等処理、保管処理を行う。また、段ボール、飲料用紙製容器は、民間施設にて資源化処理を図る。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	パッカー車	資源化センター
アルミ製容器			平ボディ車	
無色のガラス製 容器	びん			
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙 パック	ひもで 十文字 に結ぶ	平ボディ車	民間施設
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペット ボトル	袋	パッカー車	資源化センター
その他のプラスチ ック製容器包装	容器包装 プラスチック			資源化センター

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

1 3 その他のリサイクル

本市では、「紙製容器包装」については、「ミックスペーパー」という品目で混合回収を行う。